

議案第22号

逗子市保育の実施に関する条例の廃止について

逗子市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市保育の実施に関する条例を廃止する条例

逗子市保育の実施に関する条例（昭和62年逗子市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、廃止の要あるため提案する。